

## 報告 ソフィア哲学カフェ

寺田 俊郎

「ソフィア哲学カフェ」は、これまで一回ごとに主題を決めて哲学的対話を行ってきた。その主題のいくつかを挙げれば「人権」「平等」「差別」「民主主義」「よく生きること」などである。そのやり方を本年度は少し変えて、日本国憲法を2010年の自民党改憲草案と照合しながら読み、それをもとに哲学的対話を行うことにした。自民党政府の改憲への動きが強まっている中、悠長なことはしてられないのだが、このような時にも、大切なことをゆっくり、じっくり考える哲学的対話は必要である。

そういえば、何年も前、「ソフィア哲学カフェ」を始めたばかりのころ、日本国憲法の前文を読んで考えたことがある。「日本語が難しい」とか「理想しか書かれていない」とかあまり面白くない対話になったと記憶している。今回はどうなるだろうか、と恐る恐る始めたが、幸い面白い対話が繰り広げられたので、予定通り前文から始めて一章ずつ憲法を読み進めた。第三章「国民の権利及び義務」は長いうえ考えたい事柄がたくさん盛り込まれていたもので、二回を費やした。こうして先日第七回が終わり、第四章「国会」まで読み終わった。

新型コロナウイルス感染状況に鑑み、オンラインで開催している。慣れてくると、対面での対話にかなり近いことができることがわかった。そして、何より、遠方の人でも参加できるという利点があり、日本各地だけでなく海外から参加する人もいる。すでに本誌の過去の号に書いたと思うが、オンラインの哲学カフェはこれからも存続していくだろう。

あくまで哲学カフェなので、法学的な議論はできないし、するつもりもない。一人の市民として、生活者として、日本国憲法を読み、虚心坦懐に考えることを目的とする。いわば憲法を一つのテキストとして読み、考える、人文学の作法である。危ういところもあるだろうが、法学の専門家に教えてもらうだけではわからないこともたくさんあると思う。

第一回に前文を読んだときには、自民党草案が情緒的であいまいな表現を多用していることが話題となった。また、それが前提している国家観が前近代的なものであることも指摘された。

「憲法」とは、欧米の原語では、国家の基本体制のことだが、それは近代国家の基本体制であり、日本古来の伝統をその基本体制と見なすところが前近代的だと言われたのである。また、前文には日本帝国が引き起こした戦争に対する反省が盛り込まれているが、自民党草案にはそれが欠けていることも話題になった。そもそも自民党草案をつくった人たちは近代的な憲法とは何であり何のためにあるのかを、理解していないのではないか、という疑いが強まった。

そこから第一回で対話の中心となったのは「そもそも国家とは何か」という問である。国家は国民のためにあるのであって、その逆ではないこと、国家は国民が自身を統治するものであって、特定の支配者が統治すべきではないこと、それを考慮に入れば、現行憲法の前文は極めてよくできたものであることが確認された。

第一回の対話の内容から察せられるように、参加者はほとんど護憲派である。今の状況に危機意識をもっているのは護憲派の方が多いだろうから、そうなるのも当然であろう。だが、護

憲派とはいえ手放しに現行憲法を肯定しているわけではない。自民党草案のような改憲には反対だが、やっぱり疑問に思われるところ、よくわからないところがあり、場合によっては変えた方がいいところがあると考えている人も多い。

たとえば、「天皇」の章が「国民の義務と権利」の章の前に置かれているのはおかしい、という意見。それはそうだ。国家が国民のためにあるとすれば「国民の義務と権利」こそが先行すべきなのだ。また、第三十一条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」が死刑を容認するかのように読めるのに対して、第三十六条「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」は死刑を容認しないように読めるという矛盾が指摘された。これも確かにその通りだ。死刑は残虐な刑罰ではないのだろうか。

この第三章について言えば、自民党草案で第十二条に「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」と付け加えられていることに疑問が上がった。これは教育現場などでもよく見られるまことしやかな言い草だが、「権利」と「義務」の考え方として間違っているし、「自由」と「責任」の考え方としては憲法に書くまでもない言わずもがなのことである。「権利」と「義務」が不可分だというのは、「権利」をもつ人がいればそれを保障する「義務」をもった人がいる、というのが原義であり、自民党草案は間違っている。「自由」と「責任」が不可分だというのは、人は自ら自由に行ったことに関して責任があると同時に、人は自ら自由に行ったことでなければ責任がないということであり、当たり前のことである。

すべての回の内容を伝えることはできないが、全体を通して浮上してきた事柄を一つ記してこの報告を終えたい。それは、自民党草案には余計なことが多い、ということだ。上述の前文や第三章もそうだが、自民党草案で追加されていることは、憲法に盛り込む必要がなく、せいぜい法律で定めればよいこと、まったく言わずもがなのこと、それどころか近代的な憲法というものの趣旨に反していて盛り込むべきではないことが多く含まれている、ということだ。こんな改憲草案を発表して、それを訂正もしないような政党に、憲法を改定するようなことをさせてはいけない、と改めて思う。

寺田 俊郎（てらだ としろう）（グローバル・コンサーン研究所・上智大学文学部）